

各務原市民会館ホール誘導灯消灯手続きのご案内

1. 消灯の手続き方法

- (1) 利用日の7営業日前までに所定の「誘導灯消灯申請書」を各務原市民会館に提出してください。

2. 誘導灯の消灯範囲及び点灯方法

- (1) 消灯できる誘導灯は、避難口誘導灯のみとなります。
- (2) 誘導灯は一括消灯となります。
- (3) 客席照明の明暗と連動して、誘導灯が消灯・点灯します。
客席照明を残したままで、誘導灯を消灯することはできません。
なお、消灯スイッチの操作はホール職員が行います。
- (4) 消灯していても火災報知設備が作動した場合は、誘導灯は強制的に点灯します。
- (5) 危険防止ために点灯が必要と認められる場合は、主催者の承諾なく手動にて誘導灯を点灯させる場合があります。

3. 誘導灯消灯の条件

- (1) 誘導灯の点灯が演出上特に障害となる時間帯のみとします。
- (2) 消灯時の観客の入退場等については、主催者において各扉に足下灯（懐中電灯等）を所持した案内要員をとする等、安全対策に万全を期すこと。
- (3) 公演開始前に場内放送により、入場者に対し誘導灯を消灯する旨を周知すること。
＜放送例文＞
「本日の公演は、演出上の都合により誘導灯を消灯しますのであらかじめ非常口をご確認ください。なお、非常の際には誘導灯が自動で点灯いたします。」

4. 注意事項

- (1) 誘導灯消灯による事故については、当館では一切責任を負いません。
主催者の責任において安全管理を行ってください。
- (2) 入場者が高齢者・子ども・避難に際して介助が必要な方等が主である場合など内容によっては消灯できない場合がありますので、可否を急ぐ場合は早めの提出をお願いします。

各務原市民会館ホール誘導灯消灯申請書

平成 年 月 日

各務原市文化会館 館長

申請者 住 所 _____

団 体 名 _____

代表者名 _____ (印)

電 話 _____

各務原市民会館ホールの客席誘導灯を一時消灯したいので、下記の通り申請します。
なお、観客等の安全確保には万全を期し、非常時の避難誘導は責任を持って行います。

催し物の名称	
利 用 日	平成 年 月 日 ()
消 灯 時 間	時 分 ~ 時 分
消 灯 理 由	演出効果のため ・ ()
避難誘導責任者	緊急時連絡先 - -
避難誘導員数	人 ※各出入口に避難誘導員を配置
備 考	

館 長	副館長	受付者